平成２２年（ヒ）第５号
北海道滝川市花月町１丁目２番26号
清算株式会社　株式会社滝川ホテル三浦華園
１　決定年月日　平成23年３月７日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
札幌地方裁判所滝川支部

特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第２６号
名古屋市千種区内山１丁目24番８号
清算株式会社　ダイワ電機工業株式会社
代表清算人　梶野　一成
１　決定年月日　平成23年３月８日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、別紙債権額（議決権額）一覧表記載の協定債権者（ただし、梶野一成を除く。）に対し、各協定債権者が清算株式会社に対して有する協定債権のうち20万円以下の部分を、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に弁済する。
２　清算株式会社は、別紙債権額（議決権額）一覧表記載の協定債権者（ただし、梶野一成を除く。）の有する協定債権のうち20万円を超える部分につき、その15.51パーセントに当たる額を本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に弁済し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につきその債務の免除を受ける。
３　清算株式会社は、清算株式会社に新たに財産が発見されたときは、これを速やかに換価し、各協定債権者（ただし、梶野一成を除く。）に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を前項の規定により債務の免除を受けた協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
４　別紙債権額（議決権額）一覧表記載の協定債権者梶野一成は、その有する協定債権全額を放棄する。
（別紙省略）
名古屋地方裁判所民事第２部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２１年（再）第６号
広島市西区南観音町21番30―201号
再生債務者　株式会社アルパ・コーポレイション
１　決議に付する計画案　平成23年２月22日付け再生債務者提出の変更再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成23年３月24日午後２時30分
⑵　会議の目的　変更再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成23年３月23日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成23年３月23日
平成23年２月４日
広島地方裁判所民事第４部

再生計画認可

平成２２年（再）第４号
三重県津市大里睦合町2353番地
再生債務者　株式会社大里ミートセンター
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年３月７日　津地方裁判所
平成２２年（再）第５号
三重県津市大里睦合町2353番地
再生債務者　有限会社オーケー牧場
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年３月７日　津地方裁判所

再生手続終結

平成２２年（再）第１号
山形県酒田市北千日町11番26号
再生債務者　髙橋　健一
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成23年３月７日　山形地方裁判所酒田支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第１５号
埼玉県坂戸市鶴舞２丁目10番11号
再生債務者　日置由美子
１　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月25日まで
４　一般異議申述期間　平成23年４月８日から平成23年４月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２３年（再イ）第２６号
埼玉県狭山市笹井１丁目11番４―401号
再生債務者　鎌田　純子
１　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月25日まで
４　一般異議申述期間　平成23年４月８日から平成23年４月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２３年（再イ）第５号
北海道苫小牧市桜坂町２丁目１番11号
再生債務者　内海　敏一
１　決定年月日時　平成23年３月７日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月28日まで
４　一般異議申述期間　平成23年４月11日から平成23年４月18日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部
平成２３年（再イ）第１３号
埼玉県所沢市西狭山ケ丘１丁目2440番地の58
再生債務者　田中　佳孝
１　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月28日まで
４　一般異議申述期間　平成23年４月11日から平成23年４月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２３年（再イ）第１７号
埼玉県富士見市水谷１丁目２番地24　高橋ハウス205
再生債務者　森　　祐一
１　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月28日まで
４　一般異議申述期間　平成23年４月11日から平成23年４月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２３年（再イ）第１２号
埼玉県所沢市緑町４丁目６番12―107号　煉瓦館32
再生債務者　藤田　大治
１　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月29日まで
４　一般異議申述期間　平成23年４月12日から平成23年４月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２３年（再イ）第１１号
神奈川県足柄上郡大井町上大井378番地２
再生債務者　門脇　弘行
１　決定年月日時　平成23年３月８日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月29日まで
４　一般異議申述期間　平成23年４月12日から平成23年４月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係
平成２３年（再イ）第１３号
相模原市緑区中野22番地１
再生債務者　清田　功一
１　決定年月日時　平成23年３月８日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月29日まで
４　一般異議申述期間　平成23年４月12日から平成23年４月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部
平成２３年（再イ）第１４号
相模原市緑区中野22番地１
再生債務者　清田　和美
１　決定年月日時　平成23年３月８日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月29日まで
４　一般異議申述期間　平成23年４月12日から平成23年４月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部